

下記の物品について、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づき公告する。

令和6年9月19日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達物品及び数量

超音波検査装置 一式

### (2) 調達物品の特質等

仕様書による。

### (3) 納入期限

令和7年2月28日（金）

### (4) 納入場所

仕様書に示す場所

### (5) 入札方法

総価による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(3) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入

契約その他の契約を締結している者

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書提出時点までに、静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「33 理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (6) 静岡県内に本社又は営業所のある者に限る。
- (7) 物品納入後、修理、点検その他のアフターサービスの体制が整備されている者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 仕様書及び入札説明書の交付場所及び担当部局

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室

TEL: 054-264-5106 FAX: 054-264-5099

- (2) 仕様書及び入札説明書の交付期間

公告日から令和6年10月3日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加する場合は、入札説明書で示す方法により、入札参加資格確認資料を令和6年10月7日(月)午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)に上記3と同じ場所に提出しなければならない。

### 5 入札手続等

- (1) 開札の日時及び場所

令和6年10月15日(火) 午前9時30分

静岡県立大学はばたき棟3階第4会議室

- (2) 問い合わせ先

上記3に同じ

### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は日本の標準時及び計量法による。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。